

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

「総合口座および流動性預金関連規定集」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、未利用口座管理手数料の改定および、金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく対応のため、下記のとおり「総合口座および流動性預金関連規定集」内の「普通預金規定」を2022年1月4日(火)より改定いたします。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

改定前	改定後
普通預金規定 1 1. (取引の制限等) (1) 【省略】	普通預金規定 1 1. (取引の制限等) (1) 【変更なし】 (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。 (4) 第1項および第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。
(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。	(4) 第1項および第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

<p>16. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(3) 【省略】</p> <p>附則 本条は2020年11月2日以降に開設された口座に適用されるものとします。</p>	<p>16. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)～(3) 【変更なし】</p>
--	---

以上